

○茨城県立医療大学長選考規程施行細則

〔平成8年4月6日〕
〔第1回教授会〕

改正平成16年7月21日

(趣旨)

第1条 この細則は、茨城県立医療大学長選考規程(平成7年医療大訓第4号。以下「規程」という。)第6条第2項及び第7条第3項並びに第19条の規定に基づき、学長候補者選挙管理委員会(以下「管理委員会」という。)の組織及び運営に並びに学長選挙等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理委員会の設置)

第2条 規程第6条に定める管理委員会は、学長選考の必要が生じた都度設置し、当該選考の終了により解散する。

2 管理委員会が設置された場合は、これを全学に公示しなければならない。

3 管理委員会の設置は次の各号の掲げるところによる。

(1) 規程第3条第1項の場合は、任期満了日前3ヶ月前までに。

(2) 規程第3条第2項及び第3項の場合には、すみやかに。

4 管理委員会の事務は、事務局総務課が行う。

(管理委員会の組織)

第3条 管理委員会は、教授会が互選で定める委員3人をもって組織する。

2 委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

3 委員長は委員会を代表し、その業務を総理する。

(管理委員会の予備委員等)

第4条 委員は、規程第7条の推薦を受けた場合は、辞任するものとする。

2 教授会は、前条により委員を定める場合は、同数の予備委員を順位を付して定めるものとする。

3 予備委員は、委員が欠けた場合は事故ある場合に、その順位に従い委員となり、又は委員に代わり、その職務を行う。

(管理委員会の議事)

第5条 管理委員会の委員長は、委員会を招集し議長となる。

2 委員会は、委員全員の出席がなければ議事を開くことができない。

3 委員会の議事は非公開とする。

4 委員会の議決は、委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(管理委員会の職務)

第6条 管理委員会は、公正中立の立場でその職務を遂行しなければならない。

2 管理委員会は、規程及び本細則で別に定めるもののほか、次の各号に定める職務を行う。

- (1) 規程第10条及び第11条に規定する選挙資格者名簿（様式第1号及び様式第2号）の作成
- (2) 規程第10条に規定する第1次選挙の執行及びその結果の公示
- (3) 規程第11条に規定する第2次選挙の施行及びその結果の教授会報告並びに公示
- (4) その他選挙の管理必要な業務
（学長候補者の推薦）

第7条 管理委員会は、学長候補者の推薦期間について、設置後すみやかに公示しなければならない。

2 推薦期間は、前項の公示の日から10日間とする。

3 規程第7条第1項の規定に基づき、学長候補者を推薦できる者（以下「推薦人」という。）は、同条第2項の定めるところにより、3人以上の連記をもって推薦を行うことができる。その際、連記者の第1番目の者をもって代表とする。

4 学長候補者の推薦は他薦のみ有効とする。

5 推薦資格者は、2名以上の学長候補者を推薦できない。

6 規程第7条第1項の規定にかかわらず、管理委員会の委員及び予備委員は、学長候補者の推薦はできないものとする。

（選挙期日等の公示等）

第8条 管理委員会は、前条第2項の推薦期間が終わったときは、その終了日から10日以内に選挙期日を定め、学長候補者の氏名、投票の日時及び場所を選挙期日の10日前までに公示しなければならない。

2 選挙期日は、管理委員会の設置を公示してから60日以内とする。

3 管理委員会は、第1項の公示日に学長候補者選挙入場券（様式第3号）を選挙資格者に送付しなければならない。

4 第1項により、投票時間及び投票場所を定める際は、投票時間は2時間以上とし、投票場所は投票の秘密が守られるよう配慮しなければならない。

5 管理委員会は、規程第7条第2項に規定する学長候補者推薦届の写し（生年月日、本籍地及び住所を除く。）を作成し、公示日から4日間、選挙資格者の閲覧に供する。

（選挙資格者名簿）

第9条 管理委員会は、第6条第2項第1号に規定する名簿を前条第1項の公示日前日現在で作成し、公示日から4日間、選挙資格者の閲覧に供する。

2 前項の名簿は、五十音順に記載する。

（投票）

第10条 投票は、選挙資格者が選挙の当日、所定の時間に、自ら投票所において所定

の投票用紙（様式第4号及び様式第5号）により、自書して行わなければならない。

2 投票用紙は、学長候補者選挙入場券と選挙資格者名簿を照合のうえ、管理委員会がこれを交付する。

3 投票所には、管理委員会が委員のうちから選任した選挙管理者1名並びに管理委員会が選任した選挙立会人3名を置く。

（投票箱の閉鎖）

第11条 投票時間が終了したときは、選挙管理者はその旨を告げて、投票箱を閉鎖しなければならない。

2 投票箱を閉鎖した後は、投票することができない。ただし、投票箱閉鎖時に投票所受付において、投票用紙の交付を受けた者の投票は認める。

（開票）

第12条 開票及び票数の計算は、投票箱を閉鎖した後直ちに行う。

2 前項の開票及び票数の計算を行う場所は、管理委員会があらかじめこれを指定する。

3 管理委員会は、投票総数と選挙資格者名簿上の投票用紙交付枚数を計算し、照合のうえ、投票総数集計表（様式第6号）を作成しなければならない。

4 管理委員会は、有効投票を同一候補者に対する投票ごとに区分し、かつ、無効投票を一区分として、それぞれの区分ごとに票数を計算して、投票計算表（様式第7号）及び候補者別得票内訳表（様式第8号）を作成しなければならない。

5 選挙立会人は、開票に立ち会う。

（選挙結果の公示）

第13条 管理委員会は、選挙の結果が確定したときは、ただちにその結果を公示しなければならない。

2 前項の公示は、第1次選挙の場合は、氏名は五十音順とし、得票数は公示しない。

（公示の方法）

第14条 第2条第2項、第6条第2項、第7条第1項、第8条第1項及び第13条第1項の規定による公示は、管理委員会が適当と認める学内の場所2ヶ所以上に公示文を掲示することにより行う。

2 第8条第5項及び第9条第1項の規定による閲覧は、管理委員会が適当と認める場所により行う。

（教授会への報告）

第15条 管理委員会の委員長は、学長候補者選挙結果報告書（様式第8号）に学長候補者選挙記録（様式第10号）を添えて、第2次選挙の結果を速やかに教授会へ報告しなければならない。

（細則の実施及び解釈）

第16条 この細則の実施及び解釈について疑義のあるときは、教授会の議を経て、学長が定める。

(改正)

第17条 この規程は、教授会において、構成員の過半数の同意がなければ改正できない。

付 則

この細則は、平成7年1月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成16年7月21日から施行する。